



気まぐれ通信 2019/6

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人彌榮会計社



会計よもやま話【第3話】

皆さんこんにちは。会計よもやま話を11月号に引き続き「気まぐれ通信」に投稿させていただきます。今回は、第3話として、「社会福祉法人会計の慣行」とは何かをお話します。なお、結論には私見が含まれていますので、もしも異なる意見をお持ちの方は、ご遠慮なくご連絡いただければ幸甚に存じます。今後の参考にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、平成28年3月31日付にて、平成23年7月付の局長通知（「社会福祉法人会計基準の制定について」）の内、本文と計算書類様式が会計基準省令第79号（以下、「会計基準省令」という。）として省令化され、注解は「運用上の取扱い」として局長通知となり、同じく平成23年7月付の課長通知は「運用上の留意事項」となった次第です。そこで、**会計基準省令第一条第2項**では、「**社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。**」と規定しています。その後、平成30年3月20日付にて最終改正されましたがこの点に変更はなく現在に至っております。

この会計基準省令と、社会福祉法人会計の慣行（以下、**(A)**という。）に関する**厚労省の解説資料**では、『社会福祉法人会計基準は、「会計基準省令」と一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を記載した通知（「運用上の取扱い」、「運用上の留意事項」）によって構成される。』と記載し、課長通知である「運用上の留意事項」に記載されている会計処理が主な社会福祉法人会計の慣行であると記載しています。

ところが、平成29年4月27日付にて「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」が公表され、その「別紙」である指導監査ガイドラインの3「会計管理」では、会計基準省令と運用上の取扱い（局長通知）と運用上の留意事項（課長通知）を合わせて（以下、「会計基準」という。）と定義し、「**会計基準において基準が示されていない場合には一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行（以下、(B)という。）を斟酌しなければなら**

ない（同条第2項）」と記載し、末尾の（同条第2項）と記載していることによって、恰も会計基準省令第一条第2項に規定する「この省令」とガイドラインに記載する「会計基準」とがイコールのような誤解を招く恐れが生じており、**厚労省の解説資料**の訂正版の発行が望まれます。さらに、ガイドラインでは、(B)を斟酌して会計処理を行った場合には、法人側に当該会計処理に関する説明責任がある。」とも記載しており、これでは(B)を積極的に採用する社会福祉法人は少ないものと思えます。

その後この局長通知は平成30年4月16日付にて改定され別紙であるガイドラインも一部追記されましたが、上記の点に変更はありません。

それでは、(B)の会計処理とは何であるのかと問われた場合の回答を厚労省の指導監査ガイドラインのパブコメ回答では現在検討中とのことですが、敢えて記載するならば、資産除去債務会計や遡及会計等が想定されます。これらの会計処理方法が社会福祉法人会計の慣行として定着するにはまだまだ時間を要するものと考えますが、適用しないことにより計算書類の利用者が誤解を招く恐れがある場合には適用の必要性について会計監査人と十分協議し、重要性の原則により適用の可否を検討することが必要です。また、仮に定着した場合には課長通知への記載を希望いたします。

そこで、再度、会計基準省令を読み直しますと、「**この省令に定めるもののほか**」とは、(A)以外に(B)も含まれるものとも解せます。以上の点を纏めますと下表のようになります。

会計基準 (指導監査ガイドラインの3会計管理)		社会福祉法人会計の慣行(B)
社会福祉法人会計基準		
会計基準省令 (第79号)	社会福祉法人会計の慣行(A)	その他の会計処理方法
	運用上の取扱い(局長通知)	

